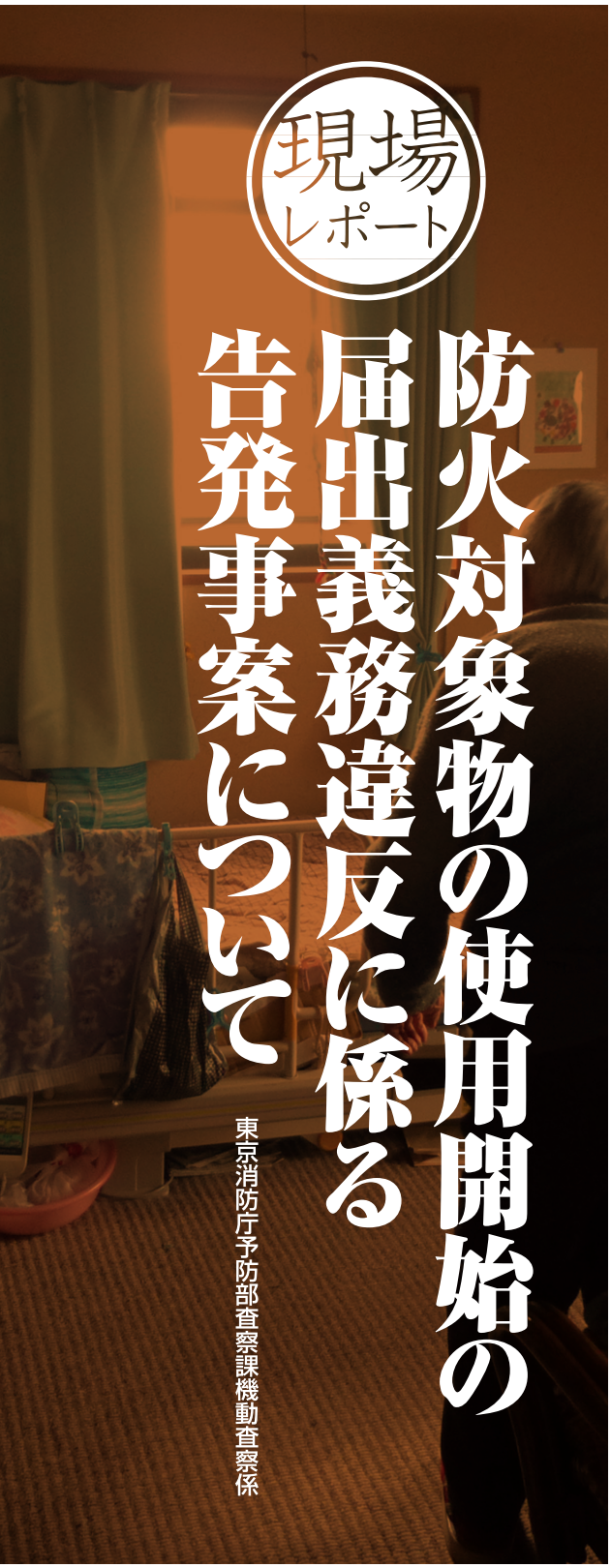

現場レポート

防火対象物の使用開始の届出義務違反に係る告発事案について

東京消防庁予防部査察課機動査察係

はじめに

平成18年１月に発生した長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム火災を契機に、消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、火災通報装置（消防機関へ通報する火災報知設備）の設置基準が強化され、改正消防法施行令が平成21年４月１日に施行された。

また、平成21年３月に発生した群馬県渋川市の有料老人ホーム火災を受け、消防庁から各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長あてに、「社会福祉施設等に係る防火対策の徹底及び緊急調査の実施について」（平成21年３月23日消防予第121号）が通知された。

当庁では、これらを受け社会福祉施設等に対し、防火対策の徹底の指導、実態調査及び消防用設備等の設置指導を行うとともに、経過措置終了後も消防用設備等が設置されない防火対象物について、違反処理を行った。

本件は、建物の賃貸人に有料老人ホームを運営することを伝えずに入居し、消防用設備等の設置命令がなされると命令を履行せずに他の防火対象物に移転し、有料老人ホームの運営を続けていた経営者を、火災予防条例（昭和37年３月31日東京都条例第65号。以下「火災予防条例」という。）に定める防火対象物の使用開始の届出（以下「使用開始届」という。）義務違反で告発したものである。

なお、火災予防条例では、使用開始届の届出義務違反に対し罰則（火災予防条例第67条の２第４号）を規定している。

防火対象物の概要

○用途：特定複合用途（16）項イ
　　401、402、501号室は有料老人ホーム（６）項ロ、その他の部屋は専用住宅
　　従前の用途は（５）項ロ
○構造：耐火構造　５階建て
○規模：建築面積　438㎡
　　延べ面積　2,024㎡
○同意年月日：平成７年８月24日
○所有者：複数の区分所有者

○有料老人ホームの経営法人　　甲
　　甲の代表者　乙
○（６）項ロ入居時期：平成26年２月頃

告発に至った経緯

甲及び乙（以下「被告発人」という。）は、平成15年10月頃から、使用開始届の届出を事前に届け出ないまま、一軒家をマスターリースして有料老人ホーム４施設の運営を開始した。

これら４施設を管轄する各消防署は、各種法令違反を是正するよう指導し、その結果、使用開始届の未届けについては是正された。

しかし、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯の設置義務を履行しなかったので、各消防署長は建物所有者及び甲の双方に対し消防法第17条の４第１項の規定に基づく消防用設備等の設置命令を発した。

なお、占有者である甲に対しても設置命令を発したのは、建物所有者との契約内容から消防用設備等の設置義務を有することが明確になっていたためである。

消防用設備等の設置命令を受けた甲は、命令を履行しないまま、当該４施設から退去し、入居していた要介護者を、平成26年２月頃からＡ共同住宅の３住戸に入居させ、使用開始届を届け出ず同様の施設運営を開始した。これに対し、使用開始の届出を届け出るよう指示したが、届出を怠り、防火安全対策の確保から管轄する消防署は、使用開始届の届出義務違反として管轄する警察署（以下「警察署」という。）に告発した。

入居状況①

告発の概要

１　告発日　平成28年１月29日
２　罪名　火災予防条例違反
３　適用法条
　甲⇒火災予防条例第56条の２第１項（使用開始届）
　　火災予防条例第67条の２第４号（罰則）

A共同住宅

5F	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510
4F	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410
3F	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310
2F	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210
1F	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110

網掛けした３部屋を（６）項ロとして使用を開始した。

火災予防条例第68条第１項（両罰規定）

乙⇒火災予防条例第56条の２第１項（使用開始届）

火災予防条例第67条の２第４号（罰則）

４　告発（違反）内容

被告発人は、Ａ共同住宅の401号室、402号室及び501号室を有料老人ホームとして使用するに当たり、その使用を開始する７日前までにその旨を管轄する消防署に届け出なければならないにもかかわらず、届け出ないまま、平成26年２月頃から平成27年７月１日までの間、本件有料老人ホームを運営した。

５　本件の特徴

⑴　用途判定の困難性

要介護度の判定には専門的な知識が必要となるため、立入検査員のみで用途判定することは困難であり、福祉関係部局の立会いが必須であった。そのため、実態把握と合同立入検査の日程調整に時間を要した。

⑵　消防用設備等の設置命令及び命令違反に係る告発について

本件有料老人ホームがＡ共同住宅に入居したことにより、消防機関へ通報する火災報知設備及び誘導灯の設置義務違反が生じたが（（６）項ロ部分のスプリンクラー設備は経過措置期間中であり、自動火災報知設備は防火対象物全体に設置されていた。）、過去に運営していた４施設とは異なり、401号室、402号室及び501号室の区分所有者との賃貸借契約書には、甲に消防用設備等の設置義務があることが、明確に示されていなかった。

このため、命令を発する場合の名あて人はＡ共同住宅の区分所有者となり、甲に対し消防用設備等の設置命令及び設置命令違反に係る告発を行うことが困難な状況であった。

６　告発した理由

被告発人は、一軒家をマスターリースして４施設を運営した際、おのおのの賃貸人に対し家賃滞納を繰り返し、賃貸人から退去を求める裁判が起こされると、消防用設備等の設置命令を履行せずに建物を退去し、その後、Ａ共同住宅において、再び使用開始届を届け出ないまま、防火安全対策を確保することなく有料老人ホームを運営する悪質な経営者であった。

社会福祉施設等からの火災を予防し、利用者等の生命及び財産を保護するには、悪質な経営者に対し、刑事告発という厳正な対処が必要であった。

また、告発の時機を失して、他の防火対象物で再び使用開始届を届け出ないまま施設運営する可能性があり、老人福祉法違反の嫌疑も生じていたことから警察署に告発した。

７　警察署の対応

警察署は告発書を受理し、また、老人福祉法に規定する届出もされていないことも立証して、平成28年２月４日に老人福祉法違反と火災予防条例違反で書類送検した。

８　行政効果

社会福祉施設等は、ひとたび火災が発生すると入居者の安全を確保することが非常に困難であることから、施設運営開始時に必要な消防用設備等が設置されていることが必要不可欠である。よって、届出の重要性を社会福祉施設等の関係者に認識させる必要があった。

書類送検後の平成28年２月５日、新聞５社に本件事案の記事が掲載された。

なお、未届の有料老人ホームに関する報道等から社会的要請の高まりを踏まえて、厚生労働省から各自治体に対し、未届の老人ホームの追加調査の緊急実施について（平成28年２月19日老高発0219第１号）が通知された。

平成28年５月31日付けで当庁が把握している（６）項ロの防火対象物を調査した結果、使用開始届の届出義務違反が未是正になっているものは存在しなかった。

告発結果

１　起訴（略式起訴）

⑴　起訴年月日

平成28年７月７日

⑵　起訴内容

東京地方検察庁は東京簡易裁判所に対し、本

入居状況②

事件を老人福祉法違反と火災予防条例違反で起訴し、略式命令を請求した。

２　略式命令

⑴　略式命令年月日

平成28年７月14日

⑵　略式命令（罰金）

甲⇒火災予防条例違反10万円

老人福祉法違反30万円

乙⇒火災予防条例違反10万円

老人福祉法違反30万円

被告発人の罰金総額は80万円であった。

⑶　適用法令

火災予防条例第56条の２第１項（使用開始届）、第67条の２第４号（罰則）、第68条第１項（両罰規定）

老人福祉法第29条第１項（届出等）、第40条第２号（罰則）、第41条（両罰規定）

３　略式命令の確定

⑴　確定年月日

平成28年８月２日

⑵　略式命令に対し、被告人は刑事訴訟法第465条の規定に基づき、告知を受けた日から14日以内に正式裁判を請求できるが、裁判を請求しなかったことから、命令が確定した。

警察署との連携

警察署は悪質な経営者に対し、老人福祉法違反と火災予防条例違反の２件で立件を考えていた。当庁は東京地方検察庁へ告発することも可能であったが、警察署へ告発したことにより、連携して違反を立証することができた。

最後に

乙は社会福祉施設等の関係業界から身を引くことを警察署に供述し、罰金確定後、事業所本社が閉鎖された。

使用開始届の届出義務違反に係る告発は初めてであったが、規定されている罰則の最高額が罰金として確定したことは、被告発人の悪質性が極めて高いと認められたものと考えている。